

# 総務常任委員会

委員会開催日 3月14・15日  
(文責・田島輝美委員長)

比べて場内が暗くなるため高

齢者等の事故が懸念されること、各階に車両の昇降移動スペースを一定必要とするため、見込むほどの駐車台数が確保できないこと等の理由から、出入庫口の改修に留めるとのことであった。

本委員会は、駐車場の整備が、慢性的な駐車場不足の打開策となるように、庁舎玄関周辺での公用車駐車にも一定のルールを設け、モラルに反した駐車を抑制する仕組みづくりを求めた。

【総務部総務課】

## ●議案第31号「平成28年度平戸市一般会計予算」

### ▼情報セキュリティ緊急対策事業

自治体内の情報ネットワーク環境を分割することにより、セキュリティを強化し、情報システムの強靱性向上を図る。本委員会は、マイナンバー制度の運用に関しては、個人情報情報の漏洩問題等もあることから、個人情報保護対策については、早急かつ万全の対策を講じ、市民の不安を払拭するよう求めた。

【総務部行革推進課】



### ▼再生可能エネルギー活用離島活性化事業

大島・度島・高島地区において、離島の特性を生かしたまちづくりの推進と地場産業の振興、また、格差是正を図るために、(1)交通体系の整備

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車であって規則で定めるものをいう。
- 2 「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 3 「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号で定めるものをいう。
- 4 「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2で定めるものをいう。
- 5 「開庁日」とは、月曜日から金曜日までの日をいう。ただし、平戸市の休日（平成17年平戸市条例第2号）第1条第1項第2号及び第3号に定める日を除く。
- 6 「閉庁日」とは、前号に定める日以外の日をいう。
- 7 普通自動車の駐車時間が午前8時又は午後6時（開庁日に限る。）の前後にまたがる場合において、当該時点をまたがる30分又は1時間については、利用者の区分に応じ、次に掲げる使用料を徴収する。  
(1) 駐車時間が午前8時の前後にまたがる1時間 閉庁日の使用料。ただし、駐車時間が午前8時に到達した時点で、閉庁日の24時間までごとの上限額に達している場合は、午前8時までは閉庁日の使用料を、午前8時以後は開庁日の使用料を徴収する。  
(2) 駐車時間が午後6時の前後にまたがる30分 開庁日の使用料

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認1件、議案22件で、審査の結果、原案のとおり承認および可決すべきものと決定しました。  
ここでは、特に審査の中で出された主な意見、要望などをお知らせします。  
(一) (一) は所管課名)

## ●議案第4号「平戸市平戸市役所駐車場条例の制定について」

市役所駐車場の目的外駐車や長時間駐車等を解消する手立てとして、市役所利用者以外に対し、市役所玄関前駐車場および第2駐車場の有料化を図る。

第2駐車場と公用車駐車場の一体化や立体駐車場化によって駐車台数を増やす考えはなかったのかとの質問に対し、一体化は、駐車場の高低差解消に費用が生じること、立体駐車場化は、平面駐車場に

車両の種類	日	区分	使用料	
			平戸市役所駐車場	平戸市役所第2駐車場
普通自動車	開庁日	市役所利用者	無料	無料
		市役所利用者以外	(1) 午前8時から午後6時まででは、最初の60分を200円とし、以後30分ごとに100円を加算する。 (2) 午後6時から翌朝8時まででは、最初の60分を100円とし、以後60分ごとに100円を加算し、最大で500円とする。	(1) 午前8時から午後6時まででは、最初の60分を100円とし、以後60分ごとに100円を加算する。 (2) 午後6時から翌朝8時まででは、最初の60分を100円とし、以後60分ごとに100円を加算し、最大で500円とする。
	閉庁日	市役所利用者	無料	無料
		市役所利用者以外	午前8時から翌朝8時まででは、最初の60分を100円とし、以後60分ごとに100円を加算し、最大で500円とする。	午前8時から翌朝8時まででは、最初の60分を100円とし、以後60分ごとに100円を加算し、最大で500円とする。
自動二輪車 原動機付自転車 自転車	全日	市役所利用者	無料	無料

制度の周知徹底を図るよう求めた。

【財務部企画財政課】

に関する事業(2)地場産業の振興に関する事業(3)再生可能エネルギーおよび省エネルギー施設の整備に関する事業(4)次代を担う人材育成に関する事業の4事業に対し助成を行う。

## ▼地域おこし協力隊導入事業

事業には、行政が求める「まちづくり業務」と、隊員が描く「まちづくり活動」に乖離が生じている感が否めない。委嘱する仕事の内容に相互理解が乏しいことや配属の部署や地域において受入れ体制が十分に機能していないことが継続した委嘱に繋がらない一因となつてはいないか苦言を呈した。

本委員会は、本事業が目指

【総務部地域協働課】

すところの一つに「定住」があると考えるが、これには、地域おこし協力隊が受け持つ任務や活動に充実感や達成感を見出せること、日常生活のなかに孤独感・疎外感を拭い去るような人間関係と生活環境が存在することが必須の条件となる。  
よって、委嘱業務について再度明瞭に示すとともに、職員と地域住民双方の生業・起業に向けた協力・支援と地元で溶け込む応援を惜しまず、細やかに継続してサポートするよう求めた。



▲上空から見た大島村の風車

事業の窓口は、大島地区の事業については大島支所が担当し、度島および高島地区の事業については本庁企画財政課が担当する。

本委員会は、離島には避けられぬ地理的ハンディキャップがあると承知するところであり、本事業が大島・度島・高島地区の地域生活および産業振興に大いに寄与することを期待する。まずは3地区において



▲高岡隊員による平戸未来劇場(※)の様子

※その時のテーマに沿った映画を観て、問題点等について協議・実践する場



▲まちづくりについて説明する細谷隊員(写真上左)

## ●議案第6号「平戸市長、副市長および教育長の給与および旅費に関する条例の一部改正について」

同条例の第3条に掲げる給料を、市長については月額71万2千円を80万9千円に、副市長については月額59万8千円を66万4千円に、教育長については53万5千円を59万4千円に改正する。

審査にあたり県内自治体の特別職給料一覧の提示を求め、人口規模や財政規模までを含んだところで時間をかけた審議を行なった。

何をもち増額改正を妥当とするのかとの質問に対し、議員、特別職、一般職の報酬および給与については、平成18年の財政危言を機に、それぞれ減額および削減をしたものの、特別職を除く議員および一般職については既に元の額に戻していること、また、特別職の給料月額を県内他市と比較したとき、相当下位にあるとのことであった。

また、普通交付税について、合併算定替えの終了や国勢調査の人口減が及ぼす影響等々を考慮したとき、財政運営は

今後も楽観視できないと意見した。

さらに、現在支給されている特別職給料月額、条例の定めによるものであって減給された額ではないこと、また、改正額に明確な積算根拠がないこと等を指摘した。

審議を尽くしたところで、特別職報酬等審議会の答申についても一定尊重をすべきとの見解に達し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、議案第6号には付帯決議案の提出があり、賛成多数で『今後、人口減少の抑制や本市の第一次産業などが衰退しないような市政運営、雇用や定住促進に努力を行い、また、継続的な財政改革を行なつても財政事情が厳しい状況になったときは、再度給与の見直しを行うこと』を付帯決議した。

【総務部総務課】

